

物をため込んでしまう高齢者

弁護士・社会福祉士
浦崎寛泰 Hiroyasu Urazaki

精神保健福祉士・社会福祉士
佐藤香奈子 Kanako Sato

I 事例編

とある若手弁護士（以下「弁」）と、独立型事務所を経営するベテランのソーシャルワーカー（以下「SW」）が、ある高齢者の事案について話し合っています。

❖ 1 自宅に大量の物をため込む高齢者

SW 知り合いがA市内の地域包括支援センター¹でセンター長をしているのですが、対応に困っているケースがあるそうなので、先生のお知恵をお借りしたいと思います。

センターの管轄エリア内に住む80代の女性が、自宅の敷地内に大量の物をため込んで、近隣とトラブルになっていると情報が寄せられ、女性の自宅を訪問したところ、玄関の入口まで足の踏み場がないほど段ボールやゴミ袋が一杯で、縁側から出入りしなければならないほどでした。閑静な住宅街にある小さな庭付きの戸建てなのですが、庭にも家具やゴミ袋などが山積みになっていて、一部が隣家の塀を越えてあふれていたり、水がたまって虫がわいていたり、生ゴミの匂いがしたり……。隣の人が何度も片付けるよう女性にお願いしても改善されないようです。

弁 女性にご家族はいないのですか？

SW ずいぶん前にご主人が亡くなり、現在はおひとりで生活をされています。他県にいる長男とは、何十年も音信不通のようです。家は築40年くらい経っていて、おそらくご主人が建てたものと思われます。

弁 塀を越えて隣家にもゴミ袋などがあふれているということですが、女性は、近所に迷惑をかけているという自覚はあるのでしょうか？

SW センター長が訪問した際には、「ご迷惑をおかけして申し訳ありません」と受け答えはしっかりしていたようです。ただ、何かお手伝いできることがないかと尋ねると「自分でできます」「大丈夫です」といって、それ以上の支援を拒否されてしまったとのことでした。

弁 それは困りましたね。隣の人もお困りでしょう。

SW 隣の方は、弁護士に依頼して何度も警告の文書を送っていたようなのですが、一向に改善されないことから、とうとう女性に対して訴訟を起こしたようです。女性もさすがに裁判所から訴状が届いたことに驚き、センター長に相談したようです。訴状には、不法行為だから賠償金を払え、と書かれていたそうです。

弁 なるほど。隣の人は、民事訴訟を通じて解決しようという方針なのですね。さすがに訴訟

1 地域包括支援センターは、市区町村が設置している機関で、地域の高齢者の総合的な相談窓口である。詳しくは第8回連載（本誌77巻3号93頁）を参照されたい。以下「センター」という。